

佐伯版DMO設立検討会設置要綱

(設置)

第1条 本市の観光まちづくりを戦略的に推進させる組織(以下「佐伯版DMO」)のあり方を検討するため、佐伯版DMO設立検討会(以下「検討会」)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 佐伯版DMOの組織、運営及び活動方針の素案策定に関すること
- (2) 佐伯版DMO設立準備会の設置に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか検討会において必要があると認める事項

(組織)

第3条 検討会は、次のとおり10人程度の会員で組織する。

- (1) 株式会社まちづくり佐伯社員
- (2) 一般社団法人佐伯市観光協会業務執行理事
- (3) 佐伯市地域振興部長
- (4) 佐伯市観光ブランド推進部長

(会員の任期)

第4条 会員の任期は、佐伯版DMOが設立するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会は、会長及び副会長1人を置き、会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議(以下「会議」)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、会員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会長は、会議において必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、観光ブランド推進部観光課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

佐伯版DMO設立検討会会員名簿

1号会員

益永朋幸（株式会社まちづくり佐伯参与） ※副会長
近藤博行（株式会社まちづくり佐伯業務部長）
菅 浩紀（株式会社まちづくり佐伯総務課長）

2号会員

川野義和（一般社団法人佐伯市観光協会業務執行専務理事） ※会長
半田慎二（一般社団法人佐伯市観光協会業務執行常務理事）
古田浅男（一般社団法人佐伯市観光協会業務執行理事事務局長）

3号会員

小野和章（佐伯市地域振興部長）

4号会員

古田 智（佐伯市観光ブランド推進部長）